

1人1台端末時代の 学校図書館担当指導主事の 仕事と知識

「学校図書館の整備」から「ICT担当者との協働」まで
教育委員会ができること，学校ができること



2021年9月

全国学校図書館協議会
指導主事研修委員会

《本書の構成》

はじめに	4
------------	---

1. 指導主事のための 学校図書館基礎知識

1. GIGA スクール構想と学校図書館	6
2. 国の学校図書館行政	11
3. 学校図書館の機能	21
4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」	25
5. 学校図書館の活用	33
6. 情報教育の進展	37
7. 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」	45
8. ICT 活用と学校図書館	49

2. 都道府県教育委員会 ができること

1. 都道府県教育委員会の役割	57
2. 体制づくり	57
3. 学校図書館の整備推進～施設・設備, 資料, 人～	59
4. 学校図書館活用の推進	62
5. 学校訪問	65
6. 調査研究・評価	65
7. 情報提供	66
8. 啓発・広報	67
9. 各教科等担当指導主事との連携・協力	67
10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力	68
11. ステップアップで取り組もう	69

3. 市区町村教育委員会 ができること

1. 市区町村教育委員会の役割 70
2. 体制づくり 70
3. 学校図書館の整備推進～施設・設備, 資料, 人～ 72
4. 学校図書館活用の推進 76
5. 学校訪問 77
6. 調査研究・評価 79
7. 情報提供 80
8. 啓発・広報 81
9. 各教科等担当指導主事との連携・協力 82
10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力 82
11. ステップアップで取り組もう 83

4. 学校ができること

1. 学校図書館の整備 84
2. 校長（館長）ができること 85
3. 学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）が
できること 87
4. 教員ができること 92
5. ICT 活用教育の担当者や ICT 支援員との協働で
できること 94
6. ステップアップで取り組もう 96

関連資料

1. 学校図書館ガイドライン 97

はじめに

本書の目的

全国学校図書館協議会では、2019年に初めて「学校図書館担当指導主事研修会」を開催した。学校現場を支援・指導する指導主事の方々に、学校図書館についてより深く理解していただくことが目的であった。指導主事の方々は数年で異動されることも多く、特に学校図書館について専門的に学んでこられた方はほとんどいないと思われる。また、学校図書館に関わる仕事は、各自が担当する指導主事の仕事のうちの量的に見て10分の1くらいならばよいほうであろう。

こうした指導主事の方々に、学校図書館の基礎知識と、学校の管理者や教職員への対応方法のヒントになるような事柄を提供することが、本書の目的である。本書は4章から構成され、第1章は「基礎知識」の解説を、第2章から第4章には「都道府県教育委員会」と「市区町村教育委員会」と「学校」の3者がそれぞれ「できること」の項目を挙げた。2つの「教育委員会ができること」では、内容的に重複する項目が多いが、都道府県教育委員会は当該都道府県内の市区町村教育委員会と学校を、市区町村教育委員会は学校を支援・指導対象とするため、重複は避けられないことであった。

「学校ができること」は、指導主事の方々に読んでいただいて、学校への支援・指導に生かしていただきたい。同時に、学校現場の方々にもぜひ読んでいただき、各学校の学校図書館活用の促進の一助にしていいただければ幸いである。

学校図書館の利活用で「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善

学校図書館の利活用を図り、「児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす」ことが、2017年・2018年改訂の学習指導要領で求められている。「これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。」（『学習指導要領解説 総則編』）のである。

学校図書館は、読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能をもつ。

学校図書館は読書を通して、児童生徒に読書力を育成し人間性を涵養する。読書は、人間として発達段階にある児童生徒に、日本語の美しさを伝え、心震わせる文学体験を提供し、多様な価値観と出会わせ、柔軟な思考を促すことができる。

さらに、2017年・2018年改訂の「学習指導要領 総則」で述べられた「言語能力、情報

活用能力，問題発見・解決能力等」の「学習の基盤となる資質・能力」の育成にも，学校図書館の活用は貢献する。学校図書館が提供する資料・情報を利用する探究的な学習によって初めての状況にも主体的に対応できる「資質・能力」を培うことができる。すべての教科において資料や情報を活用することによって，批判的思考力や創造力等が育成される。

なお，「学校図書館の利活用」という表現は，学習指導要領の総則に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り」という文章がもとになっているものと思われる。本書においては，文脈に応じて「利用」「活用」「利活用」を用いる。

これからの情報教育と学校図書館

2020年のコロナ禍により，GIGAスクール構想が前倒しで進んでいる。この進行において学校図書館はどのように位置づけられているのだろうか。学校図書館は「特別教室」の扱いであり，無線LAN等のICT環境が整備されているという保証はない。

課題を設定し，情報を収集し，情報を評価・分析し，情報をまとめ・発表する，その一連の情報活用プロセスすべてに学校図書館は関わる。「情報をまとめ・作る場」としてプリンタを備えていたり，「発表する場」として電子黒板を備えていたりする学校図書館は珍しくない。学校図書館は教育のインフラである。従って，学校図書館には普通教室と同等以上のICT環境が整備されなければならない。また，学校図書館担当者には，多様なメディアの利用を前提として，児童生徒のICT活用の支援・指導もできるスキルが必要となる。

教科としての情報教育のほかに，情報活用能力を教科横断的に指導するこれからの情報教育では，学校図書館活用とICT活用をバランスよく共に進めていくことが必要となる。すでに教育委員会や学校現場では，「ICT活用教育推進委員会」と学校図書館担当者中心の「情報教育推進委員会」が立ち上がるなど，両者が協働して情報教育を実施していこうという動きが見られる。

こうしたICT化の流れにおいて，学校図書館活用の推進に本書が少しでもお役に立てることを願っている。

2021年9月

全国学校図書館協議会
指導主事研修委員会
委員長 堀川 照代

1. 指導主事のための学校図書館基礎知識

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. GIGA スクール構想と学校図書館 | 5. 学校図書館の活用 |
| 2. 国の学校図書館行政 | 6. 情報教育の進展 |
| 3. 学校図書館の機能 | 7. 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」 |
| 4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」 | 8. ICT 活用と学校図書館 |

1. 1. GIGA スクール構想と学校図書館

(1) GIGA スクール構想の動向

2019 年 12 月に、文部科学大臣を本部長とする「GIGA スクール実現推進本部」が設置された。2020 年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大が深刻化し、文部科学省は 2 月 28 日に全国の小・中・高校、特別支援学校に臨時休校を要請した。2020 年 4 月 7 日～5 月 6 日はコロナ禍による第 1 回緊急事態宣言が発令された。2021 年 7 月現在、東京都に 4 回目の緊急事態宣言（7 月 12 日～8 月 22 日）が再発令された。こうしたコロナ禍において教育の在り様に変化が迫られるなかで、すべての小中学生に 1 人 1 台の端末が整備される「GIGA スクール構想」が前倒しで推進されてきた。

GIGA スクール構想の目的は、文部科学省のリーフレット「GIGA スクール構想の実現へ」に次のように 2 項目示されている。

- ✓ 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

（『GIGA スクール構想の実現へ』 文部科学省 https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf 2021.7.20 参照）

上記の第 1 項目は ICT 環境整備の問題、第 2 項目は ICT 活用の問題であり、第 2 項目の「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図る」という部分が重要である。「これまでの教育実践」を、印刷資料、AV 資料、デジタル資料等を提供している学校図書館を活用する授業ととらえると、学校図書館活用授業と ICT 活用授業のベストミックスを図ることが肝要となる。

また、文部科学省は、デジタル教科書を 2024 年度に本格導入する予定であるが、全面移行ではなく「紙と併用」という考え方を萩生田文科相はインタビューに対して示している。

「紙や活字文化は大事で、デジタル教科書に全くなじまない教科もある。24 年度の全面移行を前提に議論しているわけではない」……今年度、全国の小中学校で行う実証研究の結果などをふまえ、紙との関係や利用する教科などを検討するという。

（「デジタル教科書『紙と併用』」朝日新聞 2021 年 5 月 28 日 1 面）

2021 年 7 月 16 日には、「学校施設について議論する有識者会議」の中間報告案が示され、ほぼ了承された。その報告案には、次のように「教室の拡大」のほか、「多目的スペース」や「ICT の活用ができる図書館」にも触れられていた。

国の GIGA スクール構想により、今春から多くの小中学校でパソコンやタブレット端末が 1 人 1 台配備されたが、いま使われている機の半数ほどを占める旧規格の机（60 センチ×40 センチ）では教科書と端末を同時に扱いにくい。今後、より大きな新規格の机（65 センチ×45 センチ）を増やし、対応する電子黒板や保管庫も置くと、子どもの使えるスペースが狭くなる懸念があった。

中間報告案では、主に公立小中学校を念頭に増築による拡大を提案。…（中略）…教室拡大のほか、個別学習やグループワークに柔軟に使える多目的スペース、ICT（情報通信技術）が活用できる新たな図書館、リフレッシュのため

のラウンジなどの整備の必要性も指摘した。（『教室広げて』文科省通知へ 学校の姿を変える理由は」朝日新聞デジタル 2021/07/16 06:00 <https://news.goo.ne.jp/article/asahi/nation/ASP7H6F62P7FUTIL031.html> 2021.7.20 参照）

（２）ICT活用で変わる教育

児童生徒が１人１台 PC 端末を持ち、学習・授業支援システムを利用することによって、教授・学習活動の形態の可能性が大幅に広がる。

確かに、ICT を活用することによって、従来にも増して個々の児童生徒の個別ニーズに対応したり、一斉学習や協働学習を効果的・効率的に実施したりすることができる。対面では発言しにくかった児童生徒がタブレットだと発信しやすくなることもある。学びにおける児童生徒の進捗状況を細かに把握できるので、教員が個々の児童生徒に即した支援・指導ができる。児童生徒の関係性が可視化できるので、授業運営にも役立つ。また、特別な支援の必要な児童生徒たちのニーズにも格段に対応の幅が広がった。ICT の活用は教育の在り方を大いに変えていくであろう。

（３）『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』

2021 年 1 月に中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して：全ての子供たちの可能性をひきだし、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）』が出された。「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要がある、そのためには、新学習指導要領の着実な実施」と ICT 活用が重要とされている。副タイトルに示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげようとするものである。

この報告書には「学校図書館」に関しては、「学校図書館における図書等の既存の学校資源の活用や充実を含む環境整備の在り方・・・も変わっていくものと考えられる」（p.31）と「学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用も併せて進める必要がある。」（p.81）と 2 か所に触れられている。学校図書館の環境整備も学校図書館資源（施設、資料、人）の活用も ICT 時代に対応できるようにしなければならない。

(4) 2017年・2018年改訂の学習指導要領

2017年改訂の『小学校学習指導要領』（第1章総則 第2教育課程の編成 2教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成）に次の文章がある。これは、中学校、高等学校の学習指導要領にも共通のものであり、特別支援学校も一部文言が異なるが、基本的に同文である。

（1）各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

この2017年・2018年改訂の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」、「社会に開かれた教育課程」、「カリキュラム・マネジメント」が強調されている。特に高等学校では「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」と名称変更され、「古典探究」「理数探究」など科目名に「探究」が含まれるものが新設されるなど、「探究的な学習」が重視されている。従来の教育が目的としてきた「知識の蓄積」も必要ではあるが、それにも増して、現在から未来の未知な状況に対応できる「資質・能力」の育成が重視されてきたのである。

(5) 学校図書館の利活用で「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善

また、2017・2018年改訂の学習指導要領の「第1章総則」の「教育課程の実施と学習評価」の「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の項目のひとつとして、学校図書館の利活用が挙げられており、次のように解説されている。これはどの校種でも同様である。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

(文部科学省『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf 2021.7.20 参照)

今回の学習指導要領には、前回の 2008 年のものと比べて「学校図書館」の文字の出現回数が増加している。多様な授業において資料を利用することで授業展開が膨らみ児童生徒の思考が促される。学校図書館の利活用を通して入手できるさまざまな知識や論拠や例示などの紙あるいはデジタルの情報は、教科書や資料集から与えられる以上の知的刺激に満ちている。児童生徒一人ひとりの意欲を喚起し、主体的・対話的で深い学びへとつながっていく。国語科に限らず、資料や情報を利用することが増えているが、これらの学習活動を支えるのは学校図書館である。また、小学校と中学校の「学習指導要領解説総則編」には付録として「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」として「伝統や文化に関する教育」「主権者に関する教育」などテーマがどの教科のどの学年で何を指導するかの関連性が表示されている。カリキュラム・マネジメントに役立つ資料であるが、教科横断的に学びを連絡調整できるのも学校図書館が全体を俯瞰できる立場にあるからである。

なお、この授業改善に資する役割を発揮できるように、上記に続けて次の留意点が述べられている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、…（中略）…。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。（文部科学省『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf 2021.7.20 参照）

1.1. GIGAスクール構想と学校図書館のポイント

- ▷ GIGA スクール構想には「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT ベストミックスを図る」ことが求められている。
- ▷ 2017 年改訂の学習指導要領の「第 1 章総則」の「教育課程の実施と学習評価」に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の項目のひとつとして学校図書館の利活用が挙げられている。

1. 2. 国の学校図書館行政

(1)『学校図書館の手引』の作成

戦後の教育改革においてアメリカの学校図書館をモデルとして学校図書館が導入された。その学校図書館は、ジョン・デューイの教育思想に影響を受けていた。彼は、「学校という建物のなかで具体化したいと思っている観念」を図 1 のように図書室を中央に配して説明している。



図 1 学校で具体化したい観念

すべてがこの図書室にともなかりもとめるように、すなわち、実際の仕事に光明を投げ、それに意味と自由な価値をあたえるところの各種の知的資料の集成にすべてがかりもとめるようにされている様式を現している。(ジョン・デューイ著 宮原誠一訳 『学校と社会』 岩波書店 1957 p.86)

このデューイのプラグマティズムの影響を受けていると言われる『米国教育使節団報告書』（1946 年 3 月 31 日）は、我が国の戦後の新教育を牽引した大きな要因である。1947 年に教育基本法、学校教育法が公布され、学校教育法施行規則第 1 条で学校図書館の設置が義務づけられた。文部省は学校図書館の周知のために 1948 年に『学校図書館の手引』（文部省師範学校教科書）を刊行した。また、『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書』（1950 年 9 月 22 日）には次のような文章が見られる。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317998.htm)

2021.1.7 参照)

教材センター 各校には図書館用図書其の他の教授資料が適当に備えつけられていなければならない。学校図書館は本だけでなく、教師と生徒で作製した教材をも持っているべきである。また幻燈や映画も経費さえできればつけ加えられてよいであろう。教材センターとしての学校図書館には生徒を助け指導する司書を置き、学校を中心となるべきである。

(2) 学校図書館に関わる法律

① 学校図書館法

我が国の戦後の学校図書館は、米国の学校図書館をモデルに導入され、1953年に「学校図書館法」が制定された。以下は現行の学校図書館法第1～5条である。但し、第2条の小学校、中学校、高等学校の（ ）内の部分は制定時より変更されている。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営) 第四条 (省略)

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

第5条には、司書教諭の設置が義務づけられているが、1953年の学校図書館法にはその養成が整わないために、次の附則が加えられていた。

附則2 (司書教諭の設置の特例)

学校には、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

これが改正されたのは、次項に述べるように1997年であった。

② 子どもの読書活動の推進に関する法律

2000年は国立国会図書館国際子ども図書館の開館を記念して「子ども読書年」とされ、2001年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。その第2条に次のように読書活動の意義と読書環境の整備の必要性が述べられている。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

この「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づいて2002年に「子ども読書活動推進基本計画」が作成され、その後、約5年ごとに更新されている。最新のものは「第四次『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』」（おおむね2018年度～

2022 年度)である。この基本的な計画には、子どもの読書活動の領域が「家庭、学校等、地域」という 3 本柱でまとめられている。

また、同第 9 条第 1 項において、「都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。」と記されている。

同様に、第 9 条第 2 項には、「市町村は、……当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。」と述べられている。

③ 文字・活字文化振興法

2005 年制定の「文字・活字文化振興法」では、第 8 条に次の条文がある。

（学校教育における言語力の^{かん}涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

④ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

2019 年 6 月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の第 9 条に次の条文がある。

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館に

ついて、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

⑤ その他

条文に「学校図書館」の文字は見られないが、学校図書館と深く関連のある法律には例えば以下のものがある。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（2013 年公布，2016 年施行）
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」（2019 年公布・施行）

(3)学校図書館法の改正

① 1997 年改正～司書教諭の設置等

学校図書館法制定の 2 年後の 1955 年にすでに、全国 SLA の第 6 回全国学校図書館研究大会では、学校図書館法附則第 2 項（当分の間・・・司書教諭は置かないことができる）の即時撤廃等の改正案を決議しているが、それが条件つきで実現されたのは 1997 年 6 月 11 日公布・施行の「学校図書館法の一部を改正する法律」であった。

この法律の改正点は、「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」に次のように説明されている。

改正法令等の概要

(1) 司書教諭講習に関する事項（法第 5 条関係）

司書教諭講習については、これまで文部大臣の委嘱を受けた大学で行うこととされていたが、大学に加えて大学以外の教育機関も、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとしたこと。

(2) 司書教諭設置の猶予期間に関する事項（法附則第 2 項及び規模政令関係）

司書教諭設置の猶予期間が平成 15 年 3 月 31 日までの間とされる学校を、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の生徒の数を 300 で除して得た数とを合計した数）が 11 以下の学校（以下、「11 学級以下の学校」という。）を除くすべての学校としたこと。

(文部科学省「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」
1997 年 6 月 11 日 https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/012.htm 2021.7.20 参照)

この改正には、参議院本会議および衆議院本会議において、各々 6 項目の附帯決議が付された。その衆議院の附帯決議の第 4, 5 項は次のとおりである。

- 4 政府は、学校教育における学校図書館の意義・機能、司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮するとともに、職員配置を含めた、学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を、より一層充実するよう配慮すること。

② 2014 年改正～学校司書の配置

ア. 学校司書の法制化

2014 年 6 月 27 日に「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布された。この改正では第 6 条に「学校司書」の条項が挿入された。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2014年7月29日の「文部科学省の学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」には、次のような文章と「留意事項」がある。

この法律改正は、学校教育における言語活動や探求的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする等とするものです。

3. 留意事項

1. 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。
2. 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。
3. 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。

イ. 学校司書の定義

「学校司書の定義」について、2020年度実施の文部科学省の学校図書館調査の「質疑応答集」に、次のように、「学校図書館業務を受託する事業者が雇用する者は該当しない」と説明されている。

本調査における学校司書は、学校図書館法上の学校司書を想定している。学校図書館法上の学校司書は、学校設置者が雇用する職員を想定しているものであり、学校図書館業務を受託する事業者が雇用する者は該当しないとされている。

これは、『改正学校図書館法 Q&A』（学校図書館議員連盟，公益財団法人 文字・活字文化推進機構，学校図書館整備推進会議 2014）の以下の記述に基づくものである。

事業者が学校図書館の業務を請け負っている事例……は，それぞれの自治体が自主的に判断し，実施していることであるが，学校図書館法が新たに位置づける「学校司書」として想定する者は，学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は，校長の指揮監督下になくことから，法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。

(4) 学校図書館関連施策

文部省は 1992 年 10 月に「学校図書館の現状に関する調査」を公立学校を対象に悉皆で実施し，その結果をもとに小中学校の図書館蔵書を当時の 1.5 倍に増やすことを目的として，学級数によって必要な蔵書冊数を示す「学校図書館図書標準」を定めた。この図書の整備のために策定されたのが「学校図書館図書整備新 5 か年計画」（1993 ～ 1997 年度）で，現在は，第 5 次の「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（2017 年度～ 2021 年度）が進行中である。

文部省（2001 年 1 月 6 日より文部科学省）は 1995 年度以降，多くの新規事業を立ち上げた。例えば「学校図書館の情報化・活性化推進モデル地域事業」（1995 ～ 2000 年度），「学校図書館資源共有型モデル地域事業」（2001 ～ 2003 年度），「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」（2000 ～ 2005 年度），「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」（2004 ～ 2006 年度），「学校図書館支援センター推進事業」（2006 ～ 2008 年度）などがある。これらの事業に毎回のように応募して，学校図書館整備を着実に進めてきた自治体もある。

2013 年 8 月に「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議」が発足し，(1) 学校図書館担当職員の担うべき役割・業務，(2) 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策，について協議された。その報告書が 2014 年 3 月に出され，同年の 6 月に学校図書館法が改正された。

改正法には，第 6 条の第 2 項に「国及び地方公共団体は，学校司書の資質の向上を図るため，研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあり，第 8 条には，次のように「国の任務」が記されていた。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

この8条を受けて、文部科学省は2015年8月に「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を発足した。この会議の報告書として、学校図書館の運営の標準化のための「学校図書館ガイドライン」と、学校司書の専門性を確保するための「学校司書モデルカリキュラム」が2016年にまとめられた。

なお、文部科学省における学校図書館の所管部局は初等中等教育局児童生徒課であったが、2018年10月の文部科学省の組織再編により、学校図書館の整備充実と利活用の促進については、新たに設置された総合教育政策局の地域学習推進課が所管することになった。地域学習推進課は、従前の生涯学習政策局社会教育課が所管してきた公共図書館の業務と、生涯学習政策局青少年教育課が所管してきた子どもの読書活動の推進に関する業務と併せて、学校図書館、公共図書館、子どもの読書活動関係の政策の総合的な促進を行う。

また、司書教諭・学校司書の養成等に関する業務は、総合教育政策局の教育人材政策課が担当する。教育人材政策課は、従前の初等中等教育局と高等教育局に分かれていた教員の養成・採用・研修の業務を一元化して担当し、併せて、生涯学習政策局で行われていた社会教育指導主事等や司書教諭・学校司書の育成に関する業務も一体的に行うこととなったのである。

(5)「学校図書館の現状に関する調査」

文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」は、司書教諭発令状況のほか、2005年度から「学校図書館担当職員の状況」を調査してその配置学校数をまとめている。2008年度以降、「学校図書館の現状に関する調査」は隔年の実施となり、その調査結果

は、Web 上に公表されている（学校図書館の現状に関する調査結果：文部科学省（mext.go.jp））。

調査結果は、学校図書館における「人的整備の状況」「物的整備の状況」「読書活動の状況」に分けられ、参考資料として、「公立学校における司書教諭発令状況等（都道府県別）」と「全市町村における学校図書館図書標準の達成状況」が掲載されている。

「学校図書館の現状に関する調査」は、2016 年度までは隔年であったが、その後の調査は 2020 年度に実施されている。

(6) 学校図書館議員連盟

文部省が「学校図書館図書標準」を定めた 1993 年は、国の学校図書館行政が活性化したと言える年であるが、同 1993 年 12 月に、超党派の有志議員による「子どもと本の議員連盟」が発足した。当面の活動として①学校図書館法の改正、②国立の国際子ども図書館の設立、を挙げており、1994 年に国立国会図書館支部上野図書館に国際子ども図書館を設置することが決定されたことを受けて、同議員連盟は 1995 年 6 月に「国際子ども図書館設立推進議員連盟」と改称し、さらに 2000 年 5 月 5 日の「国際子ども図書館」の部分開館後に、「子どもの未来を考える議員連盟」へと改称した。

2011 年 6 月 1 日に「学校図書館活性化協議会」が設立された。同協議会は「子どもの未来を考える議員連盟」と「文字・活字文化推進機構」、「学校図書館整備推進会議」の 3 者から構成されたものである。「文字・活字文化推進機構」は、2007 年に「国民の言語活動（読む・書く・考える・伝える）を支援し、文化の発展と創造的な国づくりをめざす」ことを目的に設立された公益財団法人であり、「学校図書館整備推進会議」は 1996 年 10 月に、日本図書館協会、全国 SLA、読書推進運動協議会（読進協）など子どもの本や学校図書館に関わる団体により発足したものである。

「学校図書館活性化協議会」は、「1 教職員養成課程における図書館活用教育の必須化」「2 読書時間のカリキュラム化」「4 学校司書の全校配置、司書教諭の専任化の推進」を含んだ 6 項目を「国会、自治体の具体的な政策課題」として挙げていた。

2014 年 3 月の文部科学省の「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議」の報告書の発表後、同 2014 年 4 月 25 日に、「学校図書館活性化協議会」を母体として、河村建夫衆議院議員を会長に超党派の国会議員による「学校図書館議員連盟」が設立された。

「学校図書館議員連盟」は、学校司書の法制化に関して、全国 SLA や学校図書館整備推進会議、日本図書館協会、学校図書館問題研究会、学校図書館を考える全国連絡会からヒヤリングを行い、同 2014 年 6 月初めに「学校図書館法の一部を改正する法律」の骨

子案や要綱等を各党に提示した。この法案が衆議院本会議、参議院本会議において全員賛成で可決されて、学校図書館法の改正が6月27日に成立したのである。

学校図書館議員連盟らの2014年作成のパンフレットには、「[学校図書館]議員連盟は今後とも、学校図書館の運営の改善や向上のため、附則で提案された課題を含め、さまざまな視点から幅広く検討し、政官民協力のもと国をあげて法の具現化に努める」と記されている。

1.2. 国の学校図書館行政のポイント

- ▷ 学校図書館は、戦後の『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書』（1950年9月22日）のなかに教材センターとして提示されていた。
- ▷ 学校図書館に関わる法律には、主なものに「学校図書館法」「子どもの読書活動の推進に関する法律」「文字・活字文化振興法」などがある。
- ▷ 1953年制定の学校図書館法は、これまで2回改正された。1997年改正は司書教諭の設置に、2014年改正は学校司書の配置に関することであった。
- ▷ 特に1993年以降、「学校図書館図書標準」の設定をはじめとした多くの施策が展開されてきた。
- ▷ 2014年に超党派の国会議員による「学校図書館議員連盟」が発足し、学校図書館法改正に大きな力となった。その設立趣旨には「学校図書館のさらなる改革・改善に挑戦していく」と記されている。
- ▷ 2016年に「学校図書館ガイドライン」と「学校司書モデルカリキュラム」が発表された。

1.3. 学校図書館の機能

(1) 学校図書館の3つのセンター機能

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①読書センター機能、②学習センター機能、③情報センター機能の3つのセンター機能を持っている。これらの機能は『学習指導要領解説 総則編』（2017）に、次のように説明されている。

- ①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

1953年の学校図書館法第2条には、学校図書館の目的が次のように定義されている。

第二条 この法律において「学校図書館」とは、…（中略）… 図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

条文の「学校の教育課程の展開に寄与する」は、上記の学習センター機能に、「児童又は生徒の健全な教養を育成する」は読書センター機能にあたると考えられ、当時は情報センター機能という概念はなかった。このセンター機能は、『児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議（報告）』（文部省 1995 年 8 月）で提言されたものである。10 の提言のうちに「学校図書館は子供のオアシス、学校の読書センターにしよう」と「学校図書館を学校の学習情報センターにしよう」の項目があった。

これに続いて、2008 年改訂学習指導要領の「解説 総則編」でも、「①児童が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる」と、2 つのセンター機能が示されていた。

2016 年 11 月に「学校図書館ガイドライン」が発表されたが、そのなかでは上記の 3 つのセンター機能が示されていた。「学習・情報センター」を各々別個の機能として表現することで、学校図書館が情報活用能力を育成することを明確にしたものであった。

しかし、これら 3 つの機能は実際には別個のものではなく、互いに関連し合う不可分なものである。それを図示したものが図 2 である。

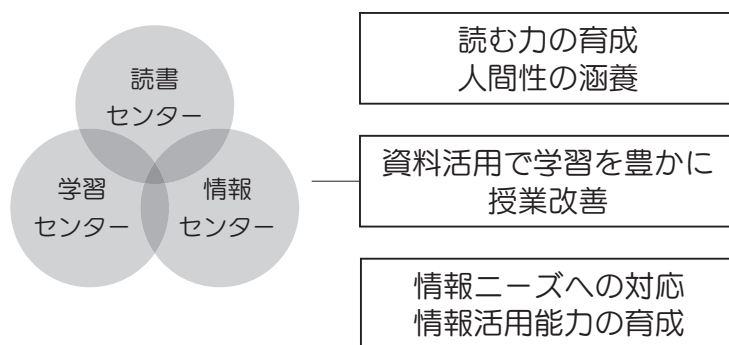


図2 学校図書館の機能

(2) 読書による読む力と人間性の育成：読書センター機能

図書館は読書する場所であると、伝統的にとらえられてきた。読書は文学作品を読むばかりではない。2004年の文化審議会答申には、「ここでいう読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べたりするために関係する本を読んだりすることなども含めたものである。」（『これからの時代に求められる国語力について』文化審議会 2004）と定義されている。

また、PISAでは非連続型テキストを読むことも調査対象とされている。物語や記録文などの連続型テキストに対して、グラフや図表、写真、絵、地図などを非連続型テキストという。文章理解だけでなく、グラフや図表等が読めなければならない。

成長途上にある児童生徒にとって読書することの意義は大きく分けて2つある。そのひとつは、文字・語彙・表現等を学び、音読、黙読、速読などの読む技術を身につけ、テキストの内容を理解し思考を深めていくという「読む力」を培うことにある。

もうひとつは、「人間性の涵養」である。文学作品では、登場人物と同一化して登場人物の感情や行動を疑似体験し、感情管理の方法や生きていく方法に触れることができる。異なる価値観や他の人生と出会うことで、人間としての幅広さを身につけていく。想像力や創造力、共感や思いやりなど、感性を高め人間として成長する上で読書は欠かせない。1冊の本が人生を左右することもある。1冊の本によって生きていく力を感じることができる。児童生徒のその時その時に心に響く1冊を手渡すことが、学校図書館の目的のひとつである。

(3) 資料・情報活用による言語能力や思考力等の育成：学習センター機能

教科学習において、教科書や資料集以外の資料を使用することを通して、児童生徒の理

解を深め思考を深めて、より質の高い学びを展開することができる。「目の前の子どもたちが変わる」とは、図書館活用を実践している教員の言である。

例えば、小学校入学当初、読みの力には差があるので、文字なし絵本を他校や公共図書館から借りて使用した例では、一人ひとりの児童の読みの力に左右されない学びが可能となった。小学校でリーフレットを作成する際に、観光用や行政 PR 用などの多様なリーフレットを学校司書に用意してもらい、それらのリーフレットを分析して多くの気づきを得た上でリーフレットを作成すると、何も参照しないで作成した前年度よりはるかに素晴らしい出来栄のリーフレットが完成した。社会科でディベートを行う中学生が、学校図書館で資料を探して学び、根拠となるデータをもとに論陣をはることができた例もある。また、中学生が国語科で「中国残留孤児」のテーマの詩を読み解く際に、その背景的な知識・事実を学校司書がブックトーク仕立てで説明したことによって、前年度までの詩を読んだだけの場合より、格段と深い感想が見られた例もある。

資料活用により児童生徒の学びが主体的・対話的で深いものとなる。活用する資料には①読書材とする資料、②教材として利用する資料、③学習テーマを深める・豊かにする資料、④調べ学習や探究学習に利用する資料、⑤制作の見本となる資料、⑥個々の児童生徒のニーズに即した資料など多様な目的に用いられる。いずれの場合でも、授業全体を、児童生徒の個々の学びを、そして教員の授業力を、豊かで深いものにすることができる。

(4) 探究的な学習による情報活用能力の育成：情報センター機能

学校図書館界では、従来から「学び方を学ぶ」という表現があり、これが前述したように、図書館の利用法を指導する「図書館利用指導」から探究のプロセスを基にした「情報を使う力（情報リテラシー）の育成」へと拡大してきたのである。そして探究的な学習を通して、情報活用能力、課題解決能力を育むことがめざされてきた。

また、情報活用能力は、情報のインプット・アウトプットというプロセスとしてとらえることもできる（図 3）。

遭遇した状況に応じて必要な情報を取り入れる（インプットする）場合、何が問題になっているのか、必要な情報は何か、その情報はインターネットか事典か人に聞か、どうやって入手したらよいかなどを検討しなければならない。収集した情報が役に立つものかどうか選択することも必要である。そして収集した情報を自分のなかで把握し、批判的に検討し、分析・統合して新たな自分なりの情報としてまとめ、発信する（アウトプットする）。アウトプットは、レポートのような物としてまとめることも、発言することも、行動することもある。これは情報がアナログであってもデジタルであっても同様である。

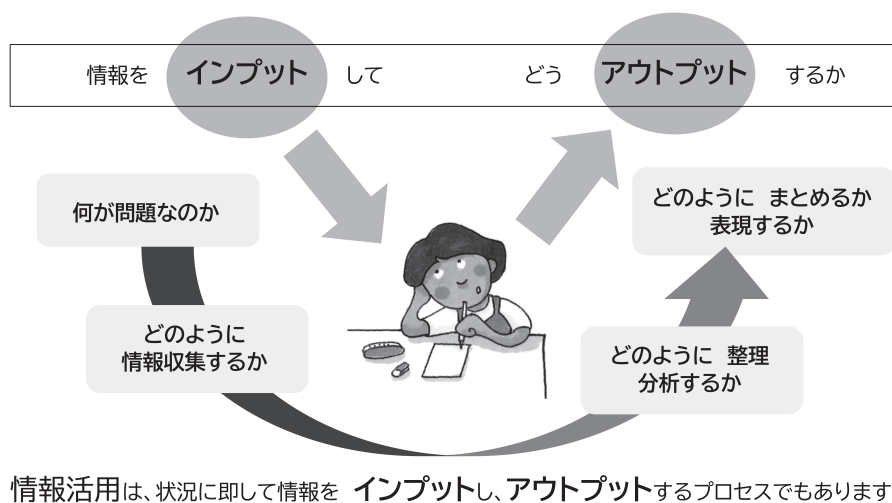


図3 情報のインプット・アウトプット

1.3. 学校図書館の機能 のポイント

- ▷ 学校図書館は、①読書センター、②学習センター、③情報センターの機能をもつ。
- ▷ 読書センター機能では、読む力を育成し、人間性を涵養する。
- ▷ 学習センター機能では、すべての教科で資料活用することにより、主体的・対話的で深い学びを実現し、授業改善につながる。
- ▷ 情報センター機能では、児童生徒及び教職員の情報ニーズに対応し、情報活用能力を育成する。

1. 4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」

(1) 読書活動と読書指導

読書活動は成長途上にある児童生徒が人生を豊かに生きる力を身につけていくために極めて重要である。2001年成立の子ども読書活動の推進に関する法律には「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」とある。

読書活動とは、児童生徒が読書に取組む活動である。本などを読むこと、情報を得るこ

と、得た情報生かして発展的に取り組むこと等の活動である。学校内のみならず学校外・家庭生活にまで及ぶ。一方、読書指導は、読書活動によって何を求めるのか目的や課題を持ち、読書活動を通してどのように課題を解決していくのかを明確にしながら取り組んでいく指導である。読書力や読書習慣が身につくよう適切な読書指導が重要である。読書は、本来、個の営みであり、個々の内面における主体的な活動の要素が大きいので、全体への読書指導とともに児童生徒個々に寄り添った読書指導も大切になってくる。

また、この読書指導は、学校図書館や国語科を中心としながら、各教科、特別活動など学校生活すべてにおいて行うべきものである。読みの力は、すべての学習の基礎であり、特に、読書は学習指導要領国語科の知識技能に位置づけられ、学習が読書活動に結びつくよう、発達の段階に応じて系統的に指導することが求められている。

読書生活を豊かにするために、本を読むことに重きをおくのはもちろんのこと、読んだ内容を表現すること、紹介し合うこと、感想・意見を交流し合うこと等、多様な読書活動が生み出され、広く実践されてきている。そこには、的確な読書指導がなされる必要がある。読書活動や読書行事に漠然と取り組んでいけばよいということではない。計画的継続的な読書指導があってこそ、主体的意欲的に活動する読書活動力や読書習慣・読む力が児童生徒に身についていく。例えば、ビブリオバトルを国語科の授業で行うのか、読書週間で希望者が図書委員会活動の取組の一環として行うのかで読書指導のねらいが違ってくる。全体のねらいと個のねらいを明確にした指導により、本による思考力・表現力等を育成する機会になり、新たな読書の意欲にも、読書コミュニケーション形成の機会にもなりうる。

また、情報リテラシーを身につけさせていく上でも、読みの力は重要である。学習指導要領国語科の「読むことの言語活動例」でも示されているように、情報を収集する・まとめる段階でのスキル獲得を発達段階に応じて計画的に読書指導していく必要がある。

(2)「読書指導」の改善・充実

2017年の『学習指導要領』の「国語」の内容は、[知識及び技能]と[思考力、判断力、表現力等]の大きく2つに分けられ、[知識及び技能]のなかに「読書」が含められた。これは小・中・高校に共通である。

中央教育審議会答申において、「読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。」とされたことを踏まえ、各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用

して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。（『学習指導要領（平成 29 年告示）解説 国語編』2017）

また、読書の定義を次のように示している。これは 2004 年の文化審議会答申の定義が踏襲されたものである。

「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含んでいる。

〔思考力、判断力、表現力等〕のなかに従来の「A 話すこと・書くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の 3 領域がある。この「C 読むこと」の言語活動例は以下の通りである。表から明らかなように、「述べる」や「伝え合う」ほかに「説明する」「報告する」「提案する」など目的をもった言語活動を含めて発展的・協働的な活動が例示されている。これは 2008 年の学習指導要領の小学校の言語活動例に「読むこと」「感想を書くこと」「利用すること」など自己完結型の例が多く示されていたことと比較しても、「読むこと」のなかに多様な資料の利用による思考力および情報活用能力の育成が含められるよう変化してきたことは明らかである。

小学校第 1 学年及び第 2 学年	小学校第 3 学年及び第 4 学年	小学校第 5 学年及び第 6 学年
ア 事物の仕組みを説明した文章などを読み、分かったことや考えたことを述べる活動。 イ 読み聞かせを聞いたり物語などを讀んだりして、内容や感想などを伝え合ったり、演じたりする活動。 ウ 学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動	ア 記録や報告などの文章を読み、文章の一部を引用して、分かったことや考えたことを説明したり、意見を述べたりする活動。 イ 詩や物語などを読み、内容を説明したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。 ウ 学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。	ア 説明や解説などの文章を比較するなどして読み、分かったことや考えたことを、話し合ったり文章にまとめたりする活動。 イ 詩や物語、伝記などを読み、内容を説明したり、自分の生き方などについて考えたことを伝え合ったりする活動。 ウ 学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。
中学校第 1 学年	中学校第 2 学年	中学校第 3 学年
ア 説明や記録などの文章を読み、理解したことや考えたことを報告したり文章にまとめたりする活動。 イ 小説や随筆などを読み、考えたことなどを記録したり伝え合ったりする活動。 ウ 学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。	ア 報告や解説などの文章を読み、理解したことや考えたことを説明したり文章にまとめたりする活動。 イ 詩歌や小説などを読み、引用して解説したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。 ウ 本や新聞、インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明したり提案したりする活動。	ア 論説や報道などの文章を比較するなどして読み、理解したことや考えたことについて議論したり文章にまとめたりする活動。 イ 詩歌や小説などを読み、批評したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。 ウ 実用的な文章を読み、実生活への生かし方を考える活動。

『学習指導要領（平成 29 年告示）解説 国語編』（2017）の「C 読むこと」の言語活動例

(3)「探究的な学習」とは

「探究的な学習」については2008年改訂時の学習指導要領解説に図が初めて掲載されたが、それと同様の解説と図（図4）が、2017年改訂の『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』に掲載されている。以下は、その説明文である。

児童は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく。要するに探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。（『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』2017）

探究的な学習における児童の学習の姿

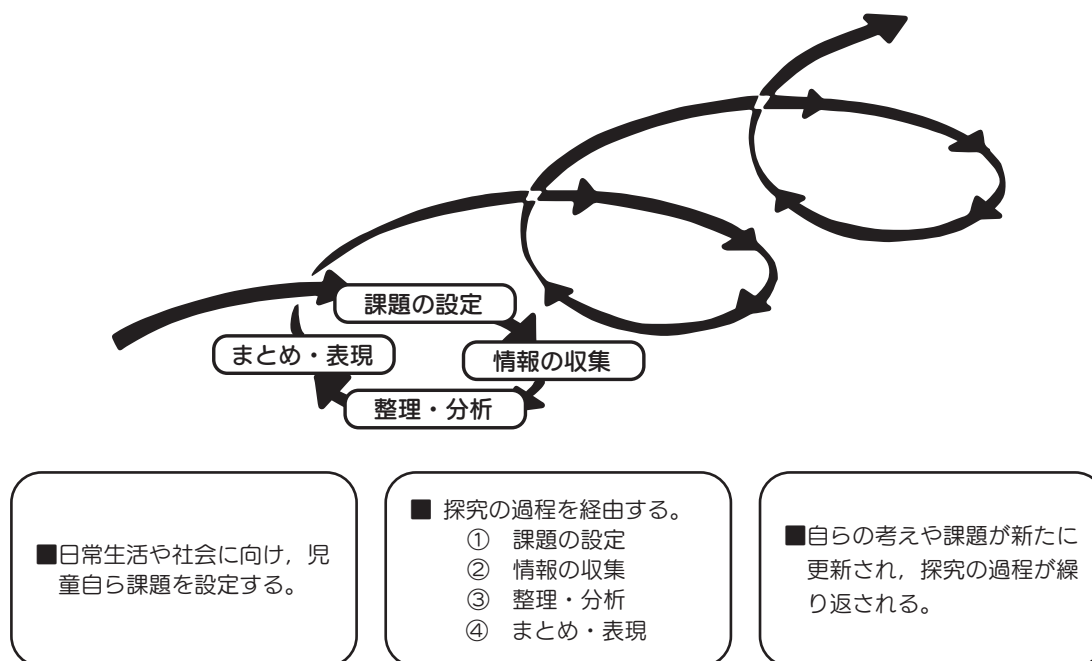


図4 探究的な学習における児童の学習の姿

以上は小学校の「解説と図」であるが、これと同一のものが、中学校と高等学校の学習指導要領の2008年改訂時にも2017年改訂時にも、その『学習指導要領解説 総合的な学習（探究）の時間編』に、「児童」を「生徒」に代えて記載されている。

この探究的な学習の考え方は、1990年代に発表されたいくつかの「探究プロセスモデル」が基になっているものと思われる。特によく知られているモデルは、1990年にアイゼンバーグ(M.

B.Eisenberg)とベルコヴィッツ(R.E.Berkowitz)が発表した「ビッグ6スキル」モデル(The Big6)である。これは図5の6段階で探究プロセスをとらえたものである。

探究的な学習において、児童生徒は最初からスムーズにこのプロセスを辿れるわけではない。このプロセスを試行錯誤しながら行ったり来たりしてプロセス自体を繰り返し経験するのである。それにより、今、自分がどの段階にいるか、どの方向へ進めばよいかを推論できるようになり、だからこそ新しい課題に出会っても、自分でプロセスを作ることが

1. 課題を明確にする
2. 情報探索の手順を考える
3. 情報源の所在を確認し収集する
4. 情報を利用する
5. 情報を統合する
6. 評価する

図5 「ビッグ6スキル」モデル

探究プロセスを行ったり来たり繰り返す & 情報活用スキルを学ぶ

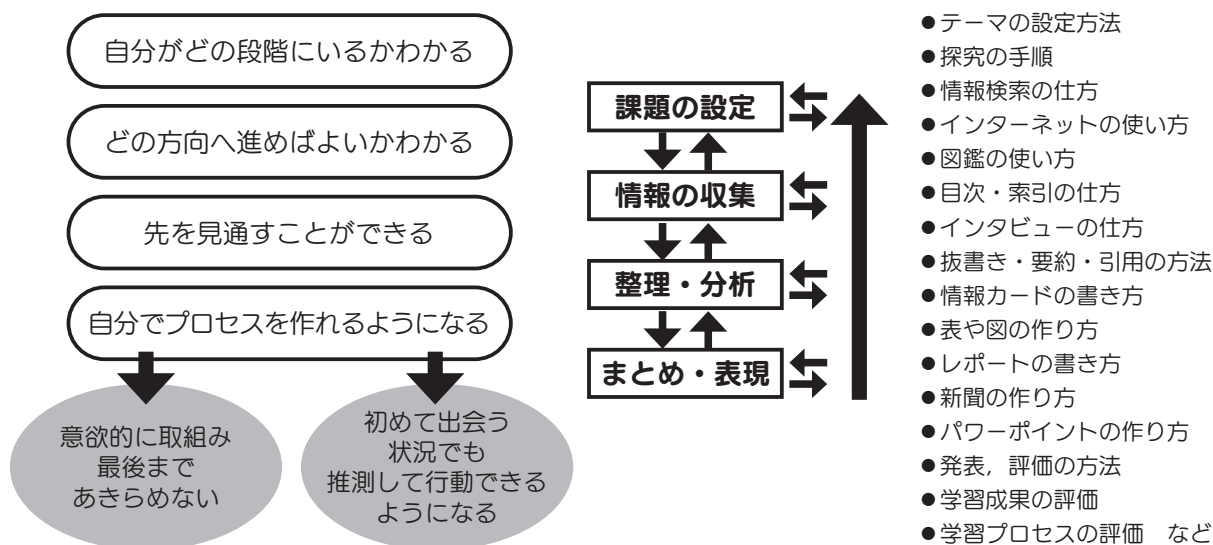


図6 探究プロセス

できるようになるのである。プロセスを辿り、自分なりの目標に辿りつくことができた成功体験の積み重ねの結果、児童生徒は意欲的に取り組み最後まであきらめない、そして、初めて出会う状況でも推測して行動ができる資質や能力を身につけていくのである。(図 6)

また、プロセスの各段階（文部科学省のモデルでは 4 段階）では、必要に応じた情報スキル（課題の設定方法、情報源の選択と利用法、図表の読み方など教科横断的な多くのスキル）を身につけていく。これらは児童生徒に任せておけば自然に身につくものではない。周りからの指導・支援が必要である。「今はどの段階にいる?」「何が必要だと思う?」などオープンクエスションの対話により主体的に考えさせること、情報スキルの指導を各教科が個別に行うのではなく、過不足のないように段階的・系統的に指導する計画を全校で共有し実践することが重要である。

この探究的な学習はまた、児童生徒が個別に進めることも、協働で進めることも、それらを組み合わせて進めることもできる。そこでは主体的・対話的で思考が深まる学びが展開されよう。学習のねらいに即して、指導者はどのような情報源をどのように利用するか、どのように指導するかを各教科との関連において計画を立てる。教授・学習活動には、担当教員のほか司書教諭や学校司書とのチーム・ティーチングも効果がある。

(4)「情報活用能力」(情報リテラシー)とは

探究的な学習によって児童生徒に培われるもののひとつが「情報活用能力」である。

「情報活用能力」という語は、臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」(1986 年 4 月 23 日)に初めて見られたもので、次のように記されていた。

社会の情報化の進展に伴い、情報活用能力（情報リテラシー——情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質）をどの程度身に付けるかによって、個人が情報手段を主体的に活用できるか、情報化の弊害の中に埋没してしまうかがかなり左右される。さらに、個人の社会的、文化的な活動能力に格差が生じ、それが累積的に拡大する可能性がある。

上記に「情報活用能力（情報リテラシー）」とあるように、この 1986 年の臨時教育審議会第二次答申で記述された「情報活用能力」は、明らかに「インフォメーション・リテラシー」の訳語と思われる。

その「インフォメーション・リテラシー」は、米国情報産業協会の会長ツルコウスキー

(P.G.Zurkowski) が 1974 年に最初に用いた語である。情報産業に携わる人は、「インフォメーション・リテラシー」(以下、情報リテラシー)、つまり情報の読み書き能力をもっているべきであるとされた。

その後、アメリカ図書館協会に情報リテラシー委員会が設けられ、1989 年に最終報告書が出されたが、そのなかに情報リテラシーが次のように説明されている。

情報リテラシーがあるというのは、情報が必要であるときを認識でき、必要な情報の所在を知る能力をもち、必要とした情報を評価し、効果的に利用できる能力があるということである。…(中略)…つまり、情報リテラシーがある人というのは、学び方を知っている人である。学び方を知っているというのは、知識を通して学習することができるように、知識がどのように整理されていて、どのように見つけだせばよいか、どのように情報を利用したらよいかを知っていることである。(Presidential Committee on Information Literacy: Final Report | Association of College & Research Libraries (ACRL) (ala.org) 2021.1.14参照)

米国の図書館界では、1960～70 年代に分類や配架法等の図書館利用法を支援することが一般的となり、1980 年代には、あるテーマに関する探索法をまとめた「パスファインダー」(例えば「地球温暖化」というテーマで調べるときに参考となる情報源がリーフレット等の形式でまとめられているもの)が開発され、1990 年代からは探究プロセスモデルに基づいて探究プロセスを経験させることが重視されてきた。すなわち、図書館利用指導の延長上に情報リテラシーの育成があるのである。

1.4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」のポイント

- ▷ 「探究的な学習」の文部科学省の 4 段階モデルは、1990 年代に発表された「探究プロセスモデル」が基になっている。
- ▷ 探究的な学習では、各段階を行ったり来たり繰り返しながら、探究プロセス自体を学ぶことと、各段階に必要な情報活用スキルを学ぶことが必要である。
- ▷ 探究的な学習で得られるもののひとつに情報活用能力がある。
- ▷ 情報活用能力は、図書館で従来から目標とされてきた「学び方を学ぶ力」であり、情報活用能力の育成は、学校図書館利用指導の延長上にあるものである。